

加入中の保険制度 について ご確認ください。



▲セラバンド教室（吉田交流センター）。各地区では、健康維持のための教室が開かれています（本文とは関係がありません）。

国民健康保険、後期高齢者医療

新しい保険証をお送りします

【国民健康保険（国保）に加入している人】

新しい保険証（桃色）は、7月中旬に、加入者全員分を一括して世帯主宛に特定記録郵便で郵送します。

国保とは別の健康保険に加入した人は、国保の保険証は使えません。新しい保険証と国保の

..

認定証の切り替えはお済みですか

高額な医療費がかかる場合に、医療機関窓口での支払い額を軽減する「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月末です。ご加入の医療保険によって手続きが異なりますのでご注意ください。

【国民健康保険に加入している人】

引き続き認定証を必要とする人は、8月末までに更新申請を行ってください。

現在、認定証の交付を受けている人には、個別に手続きの案内を送付していますので、ご確

..

後期高齢者医療 保険料額を通知します

令和2年度の後期高齢者医療保険料額を前年中（令和元年中）の所得に基づいて決定しま

保険証をお持ちの上、必ず国保の資格喪失の届け出をしてください。

【後期高齢者医療に加入している人】

75歳以上の人（65歳以上で広域連合が障害認定した人を含む）が対象です。新しい保険証（桃色）は、7月中旬に個人宛に特定記録郵便で郵送します。

.....

確認ください。

【後期高齢者医療に加入している人】

現在、認定証の交付を受けている人は、7月中旬に新しい認定証を郵送します。

●**注意事項** 所得未申告世帯の人、所得区分の変更により交付対象外となる人を除きます。

認定証は事前に申請できます

入院など、高額な医療費がかかることが分かっている場合は、事前に申請して「限度額適用認定証」等の交付を受けましょう。所得に応じた限度額分までの支払いで済みます。

.....

した。この保険料額をお知らせする通知書を7月中旬に加入している皆さんにお送りします。

保険料の徴収方法・開始時期は、この通知書に掲載していますのでご確認ください。

問い合わせ 保険年金課

国民健康保険は

電話：23-3084 または 23-3087

後期高齢者医療は

電話：23-3085 または 23-3120



福祉医療費助成制度

更新の手続きをお忘れなく

福祉医療証は毎年、資格更新の手続きが必要です（更新日 10 月 1 日）。

現在、福祉医療証を持っている人には、7 月中に申請書を送付します。提出いただいた更新申請書（必要書類などを添付したもの）に基づき資格を判定し、該当の人に医療証を送付します。また、前回の所得判定で非該当となった人でも、所得の変化によって、令和 2 年度は該当となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

なお、福祉医療制度は、申請月からの適用となり、さかのぼっての適用はできません。早めの手続きをお願いします。

- 申請締め切り 令和 2 年 8 月 31 日（月）
- 受付場所 保険年金課（安来庁舎 1 階 2 番窓口）・広瀬地域センター・伯太地域センター
- 申請に必要なもの 右記の表をご覧ください
- 問い合わせ 保険年金課福祉医療担当
電話 23-3084

※所得や住民税課税状況は、世帯員全員を確認します。そのため、令和 2 年 1 月 1 日現在、安来市に住所がなかった人は、前住所地の「住民税課税証明書」が必要です。

※所得制限について、詳しくは、問い合わせください。

手続きの前にご確認ください

対象者 (所得制限あり)	必要なもの
重度の障がいがある人	申請書、健康保険証、はんこ、お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ※ 20 歳以上の方は、上記のほか、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの期間に受給した障害年金・恩給等の非課税年金受給額のわかるもの
ひとり親家庭の人	申請書、健康保険証、はんこ

後期高齢者医療制度の医療費通知は 今年度から年 1 回になります

受診月	発送月
令和元年 11 月～ 令和 2 年 10 月	令和 3 年 1 月中旬予定

※確定申告をするときに、令和 2 年 11 月・12 月の受診分は、医療機関が発行する領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

問い合わせ 保険年金課 電話 23-3085

国民健康保険制度の医療費通知は 年 4 回に分けてお届けします

受診月	発送月
令和 2 年 1 月～3 月	令和 2 年 7 月予定
令和 2 年 4 月～6 月	令和 2 年 10 月予定
令和 2 年 7 月～9 月	令和 3 年 1 月予定
令和 2 年 10 月～12 月	令和 3 年 2 月予定

問い合わせ 保険年金課 電話 23-3084

ご家庭の医療費の状況をお知らせしています「医療費通知」

医療保険制度では、ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、定期的に「医療費通知」をお送りしています。どの医療機関にどのくらい医療費がかかっているかなど、ご確認ください。

また、この医療費通知書は、確定申告（住民税申告）の際に、医療費控除を申告するときにご利用できます。申告書に医療費通知を添付することで、控除に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができ、申告時までに大切に保管してください。

発送時期は医療制度ごとに異なります。